

## 北栄町と鳥取県生活協同組合によるフードサポート事業に関する協定書

北栄町（以下「甲」という。）と鳥取県生活協同組合（以下「乙」という。）は、北栄町フードサポート事業の実施に関し、生活困窮者等に対する緊急的な食品等の提供及び利用について、次のとおり締結するものとする。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が協力して、食の支援を必要とする生活困窮者等に対し、無償で食品等を届けることにより、対象者の生活の安定と福祉の向上に資することを目的とする。

### （食品等の提供）

第2条 乙は、甲の要請を受けた場合は、双方で受渡日等を確認のうえ、速やかに提供食品を準備し、無償で提供するものとする。

### （提供食品の利用）

第3条 甲は、乙から提供を受けた食品等について、生活困窮者等支援の目的の範囲でのみ使用する。

### （提供食品の転売等の禁止）

第4条 甲は、乙から提供を受けた食品等について、転売せず、生活困窮者等から金銭その他の反対給付を得ないものとする。

### （提供食品の品質管理）

第5条 甲は、提供食品の品質が保持されるよう適切に取り扱うとともに、定められた消費期限または賞味期限を遵守するものとする。また、生活困窮者等に対し、提供食品を適切に取り扱うよう説明するものとする。

### （記録の作成）

第6条 甲は、提供食品に関する適切な記録を作成・保管し、乙からの求めに応じて乙の提供食品の利用に関する結果を報告するものとする。

(免責)

第7条 甲は、提供食品の原料やその製造過程自体に起因したもの等、提供前の原因によるものを除き、提供食品により生じた損害に関して乙を免責するものとする。

(事故発生時の対応)

第8条 提供食品に係る事故が発生した場合、甲、乙、又は関係する第三者によって行われる調査の結果に基づいて、適用のある関係法令に準じ、別途協議するものとする。

この協定は、甲乙それぞれが署名のうえ、各自1通を保有する。

令和8年6月15日

甲 住 所 鳥取県東伯郡北栄町由良宿423番地1

名 称 北 栄 町

代表者職氏名 北栄町長

手嶋俊樹

乙 住 所 鳥取県鳥取市河原町布袋597番地1

名 称 鳥取県生活協同組合

代表者職氏名 理事長

井上 紇